施策 7-2-(19)

#### 災害廃棄物・海岸漂着物処理体制の検討



#### 【取組の概要】

地方公共団体は、災害に強いまちづくりを進 めるとともに、万が一災害が発生した場合の備 えとして、速やかな復旧・復興を見据えた体制 づくりに取組むことが重要です。

その中でも重要なものが、災害廃棄物・海岸 漂着物の処理体制です。東日本大震災では、被 災直後から災害廃棄物置き場が必要となり、災 害廃棄物・海岸漂着物の処理は、復旧・復興に 大きく影響することが認識されました。



海岸沿いに集められているガレキ (東日本大震災: 気仙沼市)

このように大規模災害での災害廃棄物等の処理は、膨大な廃棄物量への対応となり、市 町村の対応のみでは不可能です。国(環境省)、県、市町村、廃棄物関係団体が相互協力体 制を構築することが重要です。

#### 【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・ガレキ等の災害廃棄物は、道路閉塞等につながり応急対策の阻害要因となる可能性が あります。また、まちの復興の面からも、災害廃棄物の除去・処理は不可欠で、早期の 復旧・復興のためには、災害廃棄物の迅速かつ計画的な処理が重要です。
- ・災害廃棄物処理を少しでも早めるためには、鉄くず、ガラス、木材等をあらかじめ分離 して収集することが必要です。
- 災害廃棄物は一時に大量に発生しますが、短期間での処理は困難であるため、長期間 を要することになります。そのため、処理の進捗状況に応じた広域体制の検討が必要 であり、県・市町村等による広域的な進捗管理及び調整が重要となります。
- ・東日本大震災では、漁船だけでなく、フェリーや貨物船等が漂流しました。それらの係 留に関する対策、及び廃船処理の必要性を関係者に周知することが必要です。
- 災害廃棄物置き場は、発災後、最初に必要となる重要な用地のひとつとなりますので、 都市計画マスタープラン等や事前復興計画において位置づけます。
- ・災害廃棄物等の処理は、国(環境省)、県、市町村が相互協力体制のもと広域体制で行う 必要があります。それらの機関が行う役割(例)を災害時と平常時に分けて以下に示しま す。

# 5 災害に強いまちづくり計画



### 広域体制に係る災害時の役割(例)

	項目	市町村	都道府県	国(環境省)
1)	被災状況・被害状 況	<ul><li>市町村内の情報収集</li></ul>	・被災市町村からの情報収集・集約 ・被災していない市町村への情報提供	・都道府県からの情報収集
2	災害廃棄物処理	<ul><li>・都道府県との相互連絡</li><li>・実施(処理主体)</li><li>・支援受入体制構築</li><li>・支援市町村・業者との連絡調整</li></ul>	<ul><li>・処理方針・処理計画策定指針の作成・通知</li><li>・被災市町村への技術支援</li><li>・被災市町村への職員派遣</li></ul>	・都道府県・市町村への指導・助言 ・被災都道府県・市町村への職員派遣 ・国庫補助に係る災害査定
3	市町村間の相互協 力体制	<ul><li>・周辺市町村との相互連絡</li><li>・周辺市町村への支援要請</li><li>・都道府県への支援要請</li></ul>	<ul><li>・市町村との相互連絡</li><li>・被災市町村から支援要請内容の集約</li><li>・被災していない市町村から支援可能内容の集約</li><li>・市町村間の支援計画の検討・調整</li></ul>	<ul><li>・市町村への指導・助言</li><li>・全国的な支援体制に関する調整</li></ul>
4	都道府県間の相互 協力体制	・都道府県への支援要請	<ul><li>・他都道府県との相互連絡</li><li>・他都道府県への支援要請</li><li>・国への支援要請</li></ul>	<ul><li>・都道府県への指導・助言</li><li>・全国的な支援体制に関する調整</li></ul>
5	廃棄物関係団体と の協力体制	<ul><li>・委託・許可業者、廃棄物関係団体への 支援要請</li></ul>	<ul><li>・廃棄物関係団体への支援要請</li><li>・廃棄物関係団体から支援可能な内容の集約</li><li>・廃棄物関係団体の支援計画の検討・調整</li></ul>	<ul><li>・全国的な支援体制に関する調整</li><li>・全国団体への支援要請</li></ul>
6	関連部局との連携 体制	<ul><li>防災部局からの情報収集</li><li>防災部局との調整</li></ul>	<ul><li>防災部局からの情報収集</li><li>防災部局との調整</li></ul>	<ul><li>関連省庁からの情報収集</li><li>関連省庁との調整</li></ul>
7	国との連絡体制	・環境省・地方環境事務所との相互連 絡	<ul><li>・環境省・地方環境事務所との相互連絡</li><li>・国への処理方針等の確認</li></ul>	<ul><li>・被災都道府県・市町村との相互連絡</li><li>・地方環境事務所との相互連絡</li></ul>
8	処理状況・支援状 況	<ul><li>・市町村内の情報収集</li><li>・支援市町村・業者からの情報収集</li></ul>	<ul><li>被災市町村からの情報収集・集約</li><li>都道府県間の情報共有</li></ul>	・都道府県からの情報収集

### 広域体制に係る平常時の役割(例)

	項目	市町村	都道府県	国(環境省)
1	廃棄物処理施設の 耐震・防災対策	• 対策実施	<ul><li>・市町村からの情報収集</li><li>・市町村への指導・助言</li></ul>	<ul><li>・都道府県からの情報収集</li><li>・都道府県・市町村への技術的・財政 的援助</li></ul>
2	災害廃棄物処理計 画	<ul><li>・市町村計画・マニュアル策定</li><li>・市町村内の資機材・施設の情報収集</li></ul>	<ul><li>・都道府県計画・マニュアル策定</li><li>・市町村への計画策定指導・助言</li></ul>	・指針策定 ・都道府県・市町村への指導・助言
3	都道府県間の相互 協力体制	・都道府県との連絡体制整備	・情報共有方法の検討 ・広域体制検討・調整 ・都道府県内の資機材・施設等の情報 共有	・全国的な支援体制に関する検討 ・都道府県・市町村への指導・助言
4	市町村間の相互協 力体制	<ul><li>周辺市町村との協議・協定検討</li><li>周辺市町村担当者の連絡先の把握</li><li>周辺市町村との情報共有</li></ul>	<ul><li>・都道府県内市町村の協定検討</li><li>・市町村担当者の連絡先の把握</li><li>・市町村の資機材・施設等の調査・把握</li><li>・市町村間の情報共有</li></ul>	・都道府県・市町村への指導・助言
(5)	廃棄物関係団体と の協力体制	<ul><li>・委託・許可業者、廃棄物関係団体との 協議・協定締結</li><li>・担当者の連絡先の把握</li><li>・支援可能な資機材・施設の調査・把 握</li></ul>	<ul><li>・廃棄物関係団体との協議・協定締結</li><li>・担当者の連絡先の把握</li><li>・支援可能な資機材・施設の調査・把握</li></ul>	<ul><li>・全国的な支援体制に関する検討</li><li>・全国団体の連絡先の把握</li></ul>
6	関連部局との連携 体制	• 防災部局等との調整	• 防災部局等との調整	<ul><li>・中央防災会議の動向把握</li><li>・関連省庁との調整</li></ul>
7	国との連絡体制	・環境省・地方環境事務所担当者の連 絡先の把握	・環境省・地方環境事務所担当者の連 絡先の把握	<ul><li>・被災都道府県・市町村との連絡先の 把握</li><li>・地方環境事務所との連絡先の把握</li></ul>
8	災害廃棄物対策に 関する会議	<ul><li>都道府県内市町村の協議の場への参加</li></ul>	<ul><li>・都道府県内市町村の協議の場の開催・参加</li><li>・都道府県間の協議の場への参加</li></ul>	・ (必要に応じて)参加

出典:災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引き(環境省、平成22年3月)

### ◆参考資料

・災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引き(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策 部廃棄物対策課、平成22年3月)

# 5 災害に強いまちづくり計画



### 【事例】

## ○愛媛県上島町の取組み

### - 海上啓開の検討

- ・上島町では、港施設震災時に液状化等で使用できない場合に、現在は使用されていない 船着き場である「すべり」を活用することを想定し、その保存を図っています。
- ・「すべり」自体が被災する可能性もあるが、「すべり」は各島に1か所以上残されており、選択肢を増やすことで、速やかな海上啓開が可能となる場所を見つけることが期待される。



出典:上島町災害に強いまちづくり計画

https://www.skr.mlit.go.jp/kensei/saigainituyoi/saigai\_pdf/PDF22kamijimah26\_03.pdf